

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条第3項第1号関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	9,000円
	2級	11,100円
	特2級	11,500円
	3級	12,200円
	4級	13,300円
教育職給料表(2)	1級	8,400円
	2級	11,000円
	特2級	11,300円

別表第2（第3条第3項第2号関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	12,600円
教育職給料表(2)	1級	6,800円
	2級	8,100円
	特2級	8,900円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1及び第2の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給料の調整額の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。